

## 【ハッピーレンタカー貸渡約款】

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

1. 当社は、この約款の定めるところにより、貸渡自動車(以下「レンタカー」という)を借受人に貸渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。
2. 当社は、この約款の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

### 第2章 予約

#### 第2条 (予約の申込)

1. 借受人は、レンタカーを借りるにあたって、約款と別に定める料金表等に同意の上、当社所定の方法により、予め車種、用途、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、付属品の要否、その他の借受条件(以下「借受条件」という)を明示して予約の申込みを行うことができます。
2. 当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします。

#### 第3条 (予約の変更)

1. 借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

#### 第4条 (予約の取消し等)

1. 借受人及び当社は、第2条第1項の借受開始日時までにレンタカーの貸渡契約を締結するものとします。
2. 借受人及び当社は、当社指定の方法により、予約を取消すこと(以下「取消」という)ができます。なお、借受人の都合により、予約が借受開始時刻を1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」という)が締結されなかったときは、事情の如何を問わず、予約が取消されたものとします。
3. 前項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
4. 当社の都合により、予約が取消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は受領済の予約申込金を返還するものとします。
5. 前2項以外の事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取消されたものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。
6. 借受人及び当社は、予約が取消されたこと及び貸渡契約が締結されなかったことについて、本条及び第9条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

### 第3章 貸渡

#### 第5条 (貸渡料金)

1. 貸渡料金とは、以下の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの金額を料金表に明示します。  
(1)基本料金(2)特別装備料(3)燃料代(4)引取配車料(5)その他料金
2. 基本料金は、レンタカーの貸渡時において、九州運輸局陸連支局長に届け出て実施している料金によるものとします。
3. 貸渡料金を、第2条による予約をした後に改定したときは、前項にかかわらず、予約時に適用した料金表によるものとします。

#### 第6条 (貸渡契約の締結)

1. 借受人は借受条件を、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件をそれぞれ明示して、貸渡契約を締結するものとします。この場合、借受人は当社に別に定める貸渡料金を支払うものとします。
2. 借受人及び運転者は、貸渡契約の締結にあたり、この約款で借受人及び運転者の義務と定められた事項を遵守するものとします。
3. 当社は、レンタカーに関する基本通達(自旅第138号 平成7年6月13日、以下「基本通達」という)2(10)及び(11)に基づき、貸渡簿(貸渡原票)及び第13条に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号を記載し、又は運転者に運転免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者の運転免許証の提示を求め、当社が必要と認めた場合はその写しの提出を求めます。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、当社が求めた場合はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときは運転者をしてその運転者の運転免許証を提示させ、当社が求めた場合はその写しを提出させるものとします。
4. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に対し、運転免許証の他に身元を証明する書類の提示を求め、提出された書類の写しをとることがあります。
5. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人又は運転者に携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めるものとします。
6. 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード、現金等の支払い方法を指定することがあります。
7. 当社は、借受人又は運転者が前5項に従わない場合は、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。なお、この場合の予約申込金等の扱いについては、第4条第5項を適用するものとします。

#### 第7条 (借受条件の変更)

1. 借受人は、貸渡契約の締結後、前条の借受条件を変更しようとするときは、予め当社の承諾を受けなければならないものとします。

#### 第8条（貸渡拒絶）

1. 当社は、借受人又は運転者が次の各号に該当するときは、貸渡契約を締結拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
  - (1) レンタカーの運転に必要な免許証を有していないとき。
  - (2) 酒気を帯びていると認められるとき。
  - (3) 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
  - (4) チャイルドシートがないにもかかわらず、6才未満の幼児を同乗されるとき。
  - (5) 指定暴力団、指定暴力団関係の構成員又は関係者、その他反社会的組織に属していると認められるとき。
  - (6) 他のレンタカー事業者の貸渡において、第16条に該当する行為があったとき。
  - (7) この約款に違反する行為があったとき。
  - (8) その他、当社が不相当と認めたとき。
2. 前項にかかわらず、次の各号の場合にも、当社は貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取消することができるものとします。
  - (1) 貸渡しできるレンタカーがない場合。
  - (2) 借受人又は、運転者が6才未満の幼児を同乗させるにもかかわらずチャイルドシートがない場合。
3. 前2項に基づき当社が貸渡契約の締結を拒絶した場合の予約申込金等の取り扱いについては、第4条第3項乃至第6項を適用するものとします。

#### 第9条（代替レンタカー）

1. 当社は、事故、盗難その他当社の責に帰さない事由により、借受人から予約のあった車種のレンタカーを貸渡すことができないときは、予約と異なる車種のレンタカー(以下「代替レンタカー」という)の貸渡を申入れることができるものとします。
2. 借受人が前項の申入れを承諾したときは、当社は予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸渡すものとします。但し、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種の貸渡料金より高くなるときは、予約した車種の貸渡し料金によるものとし、予約された車種の貸渡料金より低くなるときは、当該代替レンタカー貸渡料金によるものとします。
3. 借受人は、第1項の代替レンタカーに貸渡の申入れを拒絶することができるものとします。この場合、当社は、受領済の予約申込金を返還するものとします。

#### 第10条（免責）

1. 当社は、その他の不可抗力により、レンタカーの貸渡及び代替レンタカーの提供ができないうときは、直ちにその旨を借受人に通知するものとし、借受人に生じた損害について責を負わないものとします。この場合、当社は受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

#### 第11条（貸渡契約の成立等）

1. 貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカー(付属品を含

む。以下同じ)を引渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2. 前項の引渡は、第2条の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

#### 第12条(貸渡車両の確認)

1. 当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検)及び第48条(定期点検整備)を実施したレンタカーを貸渡すものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの貸渡にあたり、別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査を行い、レンタカーに整備不良がないこと等を確認するとともに、レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとします。

#### 第13条(貸渡証の交付・携帯等)

1. 当社は、レンタカーを引渡したときは、九州運輸局各県陸運局所長が定めた内容を記載した所定の自動車貸渡証(以下「貸渡証という)を借受人に交付するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの使用、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。
3. 借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。
4. 借受人又は、運転者は、レンタカーの返還とともに、貸渡証を当社に返還するものとします。

### 第3章 使用

#### 第14条(借受人の管理責任)

1. 借受人又は運転者は、レンタカーの引渡を受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」という)、善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

#### 第15条(日常点検整備)

1. 借受人又は、運転者は、使用中、借受けたレンタカーについて、使用する前に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める日常点検整備を実施しなければならないものとします。

#### 第16条(禁止行為)

1. 借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。
  - (1)当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
  - (2)レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第6条の運転者以外の者に運転させること。
  - (3)レンタカーを転貸し、第三者に使用させ又は他に担保の用に供する等の行為をすること。
  - (4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その原状を変更すること。

(5) 当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。

(6) 法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。

(7) 当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。

(8) レンタカーを国外に持ち出すこと。

(9) その他第 6 条の借受条件又は貸渡条件に違反すること。

#### 第 17 条 (駐車違反)

1. 借受人又は運転者は、レンタカーに関し、道路交通法に定める駐車違反をしたときは、違法駐車後直ちに違法駐車を管轄する警察署(以下「管轄警察署」という)に出頭し、自らの責任と負担で駐車違反に係る反則金等及び違法駐りに伴うレッカー移動・保管・引取り等の諸費用を納付する(以下「違反処理」という)
2. 当社は、警察からレンタカーの違法駐車の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、レンタカーの借受期間満了時または当社の指示する時までに管轄警察署に出頭して違反処理を行うよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合には、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。
3. 当社は前項の指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書及び納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また借受人又は運転者が前項の指示に従わない場合は、何らかの通知・催告をせず、貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとし、借受人又は運転者は、違反駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うこと等を自認する旨の当社所定の文章(以下「自認書」という)に自署するものとします。
4. 第 33 条の個人情報取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、当社が必要と認めた場合には、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第 51 条の 4 第 6 項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。
5. 借受人又は運転者がレンタカー返却までに違反処理を行わなかった場合に、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」という)を負担した場合、又は当社がレンタカーの移動・保管・引取りに要した費用(以下「車両保管費用」という)を負担した場合は、借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとします。
  - (1) 放置違反金相当額
  - (2) 当社が別に定める駐車違反違約金(上記(1)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)
  - (3) 探索費用及び車両管理費用

6. 当社は、借受人又は運転者が前項に基づき駐車違法金と当社に支払った後に、当該当駐車違反に係る反則金を納付し又は公訴を提起され若しくは管轄裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が還付されたときは、駐車違反金を借受人又は運転者に返還するものとします。

#### 第 18 条（故障時の措置）

1. 借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。
2. レンタカーの異常又は故障が借受人又は運転者の責に帰すべき事由によるときは、貸渡契約は終了するものとし、借受人又はレンタカーの引取及び修理に要する費用を負担するものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を返還しないものとします。
3. 貸渡前に存した瑕疵によりレンタカーが使用できなくなったときは、借受人は当社からの代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。
4. 借受人が、前項の代替レンタカーの提供を受けるときは、第 9 条第 2 項を準用するものとします。
5. 借受人が、第 3 項の代替レンタカーの提供を受けないときは、貸渡契約は終了するものとし、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、天災その他の不可抗力により当社が代替レンタカーを提供できないときも同様にします。

#### 第 5 章 返還

##### 第 19 条（借受人の返還責任）

1. 借受人は、レンタカーを借受期間終了時まで所定の返還場所において当社に返還するものとします。
2. 借受人が前項に違反したときは、当社に与えた一切の損害を賠償するものとします。
3. 借受人は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができないときは、当社に生ずる損害について責を負わないものとします。この場合、借受人は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

##### 第 20 条（レンタカーの確認等）

1. 借受人又は運転者は、当社立合いのもとに、レンタカーを通常の使用による摩擦を除き、引渡時の状態で返還するものとします。
2. 借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人又は運転者及び同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、返還後の遺留品について保管の責を負わないものとします。

##### 第 21 条（レンタカーの返還時期等）

1. 借受人又は、運転者は、第 7 条により借受期間を延長したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金、又は変更前の貸渡料金超過料金のうち、いずれか低い方の金額を支払うものとします。
2. 借受人又は運転者は、第 7 条による当社の承諾を受けることなく借受期間を超過した後に

返還したときは、前項の金額に加え超過料金の倍額の違約料を支払うものとします。

#### 第22条（レンタカーの返還場所等）

1. 借受人又は運転者は、第7条により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。
2. 借受人又は運転者は、第7条による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用の倍額の違約料を支払うものとします。

#### 第23条（レンタカーが乗り逃げされた場合の処置）

1. 当社は、借受人又は運転者が、借受期間が終了したにもかかわらず当社の返還請求に応じないとき、又は借受人及び運転者の所在が不明等乗り逃げされたものと認められるときは、刑事告訴を行うなど法的手続のほか(社)全国レンタカー協会への乗り逃げ被害報告をする等の措置をとるものとします。
2. 当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認する為必要な措置をとるものとする。
3. 当社は、前項の場合第33条の個人情報の取り扱いに関する規定にかかわらず、借受人及び運転者の自宅及び勤務先もしくはその他の関係先等に調査のため聞き取りすることに同意するものとします。

#### 第24条（貸渡情報の登録と利用の合意）

1. 第33条個人情報の取り扱いに関する規定にかかわらず、借受人または運転者は、前条に該当することとなったときは、借受人及び運転者の氏名・住所・免許証番号等を含む客観的な貸渡事実に基づく情報が全レ協システムに7年を超えない期間登録されること、並びにその情報が(社)全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者に利用されることに同意するものとします。

### 第6章 事故盗難時の措置

#### 第25条（事故）

1. 借受人及び運転者は、使用中にレンタカーにかかる事故が発生したときは、事故の大小にかかわらず、法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。
  - ①直ちに事故の状況等を当社に報告し当社の指示に従うこと。
  - ②レンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社が指定する工場で行う事。
  - ③事故に関し当社および当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。
  - ④事故に関し相手方と示談その他の合意をするときはあらかじめ当社の承諾を受けること。
2. 借受人及び運転者は、前項のほか自らの責任において自己の処理・解決をするものとします。
3. 当社は、借受人及び運転者のため、事故の処理について助言を行うとともにその解決に協

力するものとします。

#### 第26条（盗難）

1. 借受人は使用中にレンタカーの盗難が発生したときは次に定める措置をとるものとします。
  - ① 直ちに最寄りの警察に通報すること。
  - ② 直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
  - ③ 盗難・被害に関し当社および当社が契約している保険会社が要求する書類等を遅滞なく提出すること。

#### 第27条（使用不能による貸渡契約の終了）

1. 借受期間中において自己・盗難その他の事由によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。この場合当社は、受領済みの貸渡し料金から未経過分の期間に対応する料金の返還はしないものとします。

### 第7章 賠償及び保障

#### 第28条（当社による賠償）

1. 当社は、貸渡期間中借受人または運転者に損害を与えたときは、その損害をば死傷するものとします。ただし、当社の責に帰さない事由による場合を除きます。

#### 第29条（借受人による賠償及び営業補償）

1. 借受人または運転者は、使用中に第三者又は当社に損害を与えたときはその損害を賠償するものとします。ただし借受人の責に帰さない事由による場合を除きます。
2. 前項の損害のうち、事故、盗難、借受人または運転者の責に帰すべき事由による故障。レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを使用できないことによる損害については当社指定の金額によるものとし、借受人はこれを支払うものとします。

#### 第30条（保険）

1. 借受人及び運転者が、前項第1項の賠償責任を負うときは当社がレンタカーについて締結した損害保険契約により、次の限度内の保険金が給付されます。ただし、その保険約款の免責事由に該当するときはこの保険金は給付されません。
  - ① 対人補償 1名につき無制限（自賠責保険含む）
  - ② 対物補償 1事故につき無制限（免責額5万円）
  - ③ 車両補償 1事故につき時価（免責額5万円）
  - ④ 人身傷害補償 1名につき3000万円まで
2. 保険金が給付されない損害および前項の定めにより給付される保険金額を超える損害については、借受人の負担とします。
3. 当社が借受人の負担すべき損害金を支払ったときは借受人は借受人は直ちに当社の支払額を当社に弁済するものとします。
4. 第1項に定める保険金の免責額に相当する損害については借受人及び運転者の負担とします。



5. 第1項に定める損害保険契約の保険料相当額は貸渡料金に含まれます。

## 第8章 解除

### 第31条（貸渡契約の解除）

1. 当社は借受人が借受期間中にこの約款に違反したときは、何らかの通知・催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができるものとします。この場合、当社は受領済みの貸渡料金を借受人に返還しないものとします。

### 第32条（同意解除）

1. 借受人は借受期間中であっても当社の同意を得て、貸渡契約を解除できるものとします。この場合当社は、受領済みの貸渡料金から未経過分の料金の返還はしないものとします。

## 第9章 雑則

### 第33条（個人情報の取り扱いについて）

1. 借受人は当社が下記の目的で借受人又は運転者の個人情報を利用することに同意をするものとします。

① 自動車、保険、携帯電話、その他当社において取り扱う商品・サービス等あるいは各種イベント・キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により借受人または運転者にご案内すること。

② 商品開発等あるいはお客様満足度向上策等検討のため借受人または運転者にアンケート調査を実施すること。

2. 借受人及び運転者は、当社が下記に示した範囲において借受人又は運転者の個人情報を第三者に提供することに同意します。ただし借受人は当該第三者への提供の停止を求めることができます。

3. 提供内容：利用車種、用途、借受開始日時等のレンタカーの借受に関する情報及び借受人または運転者の氏名・住所等の個人情報。

4. 提供先及びその利用目的

提供先	提供先の利用目的
貸渡店舗運営会社	借受人または運転者に商品、サービス等についての情報を提供する等営業に関するご案内を行う事
上記店舗運営会社及び同社と 情報提供契約を締結したもの	借受人または運転者に、商品の企画・開発あるいはお客様満足度向上策検討等の参考にする目的で、レンタカーを借受した動機など、あるいは当社のお客様対応についてアンケート調査を実施すること

5.当社は個人情報の取り扱いについて、個人情報保護基本方針（プライバシーポリシー）を定め、店舗への掲示、ホームページへの掲載等の方法により当該方針を公表します。

（URL <http://happy-rentacar.jp/>）

#### 第 34 条 (相殺)

1. 当社は、この約款に基づき借受人に金銭債務を負担するときは借受人が当社に負担する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

#### 第 35 条 (消費税)

1. 借受人は、この約款に基づく取引に課せられる消費税を別途当社に対して支払うものとします。

#### 第 36 条 (遅延損害金)

1. 借受人及び当社はこの約款に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年利 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

#### 第 37 条 (細則)

1. 当社はこの約款の細則を定めることができるものとします。
2. 当社は別に細則を定めたときは当社の営業店舗に掲示するとともに当社の発行するパンフレット及び料金表にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

#### 第 38 条 (管轄裁判所)

1. この約款に基づき紛争が生じたときは、当社の本店所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とします。

#### 附則

本約款は、平成 23 年 7 月 14 日から施行します。